

令和2年度
介護保険サービス事業者 集団指導 資料

通所介護

和歌山県介護サービス指導室

目 次

○基準・解釈通知一覧	
通所介護とはP 4
○人員・設備・運営に関する基準について	
人員基準P 5
設備基準P14
運営基準P15
○介護報酬算定に関する基準について	
基本単位についてP20
事業所規模による区分の取扱いについてP20
その他介護給付費算定に係る取扱いについての注意点P22
各種加算についてP25
○共生型通所介護サービスに関する基準についてP38
○厚労省通知関係等	
別添①「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」P43
別添②「居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例 及び様式例の提示について」P55
別添③「共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡素化」P62
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な 取扱いについて(第12報)P70

【事業の『基準』とは】

○ 介護保険法上の位置付け

(指定居宅サービスの事業の基準)

第 73 条 指定居宅サービス事業者は、次条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するよう努めなければならない。

2 (略)

第 74 条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3～5 (略)

6 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

介護保険法より抜粋

○ 基準の性格

- 1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を探らなかつたときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を探るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行ふ前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従つた適正な運営ができなくなつたものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。
 - ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかつたとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用されることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があつたとき
- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従つて事業の運営ができなくなつたことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとすること。
- 4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応するべきであること。

居宅基準より抜粋

○ 基準・解釈通知一覧

項目	種類	名称	凡例
人員・設備・運営	基準省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)	居宅基準
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成 11 年老企第 25 号)	基準解釈通知
介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)	居宅算定基準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老企第 36 号)	居宅算定基準 留意事項

人員・設備・運営に関する基準について

【通所介護とは】

この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

介護保険法第 8 条第 7 項

* 『その他の厚生労働省令で定める施設』における居室とは？

法第八条第二項の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）とする。

介護保険法施行規則第 4 条

人員基準

職種名	資格要件	配置要件
① 管理者	特になし	常勤職員であること。同一敷地内の場合は、支障のない範囲で他事業所等と兼務可。併設される入所施設の看護・介護職員との兼務は不可（←ただし管理業務に支障がある場合）。
② 生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事(任用資格可) ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・その他同等以上と認められる能力を有する者（介護業務の実務経験が1年以上ある者） ※経歴書必要 	サービス提供時間数（開始時刻から終了時刻まで）に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる生活相談員が1名以上確保されること。 (単位、従業員の員数にかかわらず) → 欠員は人員基準違反である。
③ 介護職員	特になし	サービス提供時間数（平均提供時間数）に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる介護職員が所定の人数確保されること。（従業員の員数にかかわらず） ①利用者数が ・15人まで … 1人 ・16人以上 … 15人を超える部分の利用者の数を5で除した数に+1。 これに平均提供時間数を乗じた時間の勤務延時間数分の人員配置が必要。 ②単位ごとに介護職員を常時1人以上従事させること。
④ 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師 ・准看護師 	専ら通所介護サービスの提供に当たる看護職員が1名以上確保されること（提供時間をを通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携をはかること）。

⑤機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・<u>はり師／きゅう師</u> <p><★H30年度一部改正></p>	<p>1名以上確保されること</p> <p>*個別機能訓練加算(I)を算定する日に ついでは、提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置すること。</p> <p>*個別機能訓練加算を算定しない事業所であっても機能訓練指導員の配置は必要です。</p> <p><u>*はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</u></p>
----------	---	---

* 生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤でなければならない。

問32 はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験」について、その実務時間・日数や実務内容に規定はあるのか。

答32 要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行う業務の頻度・内容を鑑みて、十分な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要となる。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

問33 はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有することをどのように確認するのか。

答33 例えば、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを証していることを確認すれば、確認として十分である。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

○ 地域連携の拠点としての機能の充実（生活相談員の専従要件緩和）

指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るために適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

基準解釈通知

問49 生活相談員の勤務延時間に、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」が認められたが、具体的にはどのようなものが想定されるのか。また、事業所外での勤務に関しては、活動実績などの記録を保管しておく必要があるか。

答49 例えば、以下のようない活動が想定される。

- ・事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合
- ・利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に向けしていく場合

生活相談員の事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

○ 看護職員の配置基準の緩和

病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

基準解釈通知

問50 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員は、営業日ごとに事業所内で利用者の健康状態の確認を行う必要があるが、その場合どの程度の従事時間が必要か。また、事業所に駆けつけることができる体制とは、距離的にどの程度離れた範囲までを想定しているのか。

答50 健康状態の確認を行うために要する時間は、事業所の規模に応じて異なるため、一概に示すことはできないが、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。

また、事業所に駆けつけることができる体制に係る距離的概念については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできないが、利用者の容態急変に対応できるよう契約先の病院、診療所又は訪問看護ステーションから適切に指示を受けることができる連絡体制を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていることになる。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)

○ 「単位」とは？

同時に、一体的に提供される指定通所介護をいう。

次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

①指定通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

②午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合

*利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となる。

○ 「常勤」とは？

勤務時間数が、その事業所で定められている常勤の勤務時間に達していること

* 就業規則に定める常勤職員の勤務時間数（32時間未満の場合は32時間を基本）

* 正規雇用、非正規雇用の別ではない。

* 同一事業者により併設される事業所の職務に従事する時間（ただし業務に支障のない場合に限る）は通算可能。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

基準解釈通知

※平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)問1、問2、問3を参照。

○ 常勤換算方法とは？

従業者の総延べ勤務時間数が、常勤者何人分にあたるかを算出する方法

当該事業所の従業者の1週間の総延べ勤務時間数

当該事業所において定められている常勤者の勤務時間数

○ 「利用者数」「利用定員」とは？

「利用者数」=利用実人数（実際にサービスを利用した人の数）

「利用定員」=運営規程にあらかじめ定められている利用者の数の上限。

○ 「専ら通所介護サービスの提供にあたる」とは？

原則として、サービス提供時間を通じて通所介護以外の業務に従事しないこと。

あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従事者と交代する場合は、それぞれ従事している時間に専従することで足りる。

○ 人員基準の弾力化

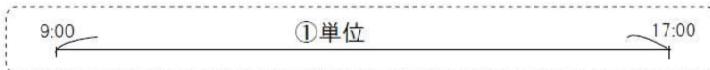
問65 生活相談員及び介護職員の具体的な人員配置の方法はどのようなものなのか。

(答)

以下のとおり。

(1) 利用者20人、サービス提供時間が8時間の場合

- 1単位 ①利用者20人 サービス提供時間8H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	20人	8H	8H

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

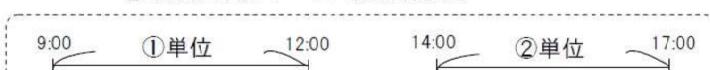
単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	20人	8H	$((20-15) \div 5 + 1) \times 8 (\text{※}) = 16\text{H}$

※ 平均提供時間数(利用者全員が8Hなので平均提供時間数も8H)

⇒ 介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる(16Hのうち8Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り8Hの柔軟配置が可能)。

(2) サービス提供時間が午前・午後と離れて存在する場合

- 2単位 ①利用者20人 サービス提供時間3H
②利用者20人 サービス提供時間3H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	20人	3H	6H (3H+3H)
②	20人	3H	

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	20人	3H	$(20-15) \div 5 + 1 \times 3 (\text{※}) = 6\text{H}$
②	20人	3H	$(20-15) \div 5 + 1 \times 3 (\text{※}) = 6\text{H}$

※ 平均提供時間数(単位ごとに、利用者全員が3Hなので平均提供時間数も3H)

⇒ 単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる(それぞれの単位において、6Hのうち3Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り3Hの柔軟配置が可能)。

(3) サービス提供時間が6時間と8時間の場合

- パターン1：単位を分けて別々のサービスを提供する場合

- ①利用者3人 サービス提供時間6H
- ②利用者12人 サービス提供時間8H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	3人	6H	9H (事業所における開始時刻から終了時刻まで(9:00～18:00))
②	12人	8H	

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	3人	6H	6H(※)
②	12人	8H	8H(※)

※ 利用者数が15人以下の場合は、確保すべき勤務延時間数=平均提供時間数

⇒ 単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保する必要があるので、①単位に6時間分、②単位に8時間分の配置が必要となる。

- パターン2：同一単位で同時一体的にサービスを提供する場合

- ①利用者15人 サービス提供時間6H(3名利用)と8H(12名利用)



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	15人	9H	9H (9:00～18:00)

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
①	3人	6H	
	12人	8H	9H (9:00～18:00)

→ 平均提供時間数は $(3 \times 6 + 12 \times 8) \div 15 = 7.6\text{H}$ となり、計算上の確保すべき勤務延時間数も7.6Hとなるが、指定通所介護の単位ごとに常に1名以上確保する必要があることから、確保すべき勤務延時間数は9Hとなる。

【Q】 利用定員15名で指定を受けています。利用者が少なく10名を切る日は、看護職員を配置しなくてもよいですか？
【A】 利用定員10人以下の基準は、利用定員10人以下として県から指定を受けている事業所にのみ適用されるものです。利用定員11名以上で指定を受けている事業所は、利用実人員が10人以下の日であっても看護師の配置が必要です。

◇ 定員超過・人員欠如による減算

具体的な減算要件は以下の通り。毎月、月末時点で計算を行い、翌月の減算対象となるないかどうかについて、各事業所で確認すること。

項目	減算要件	減算内容
定員超過	月平均の利用者数が、県に提出した運営規程に定める利用定員を超過した場合。 【算定式：単位毎（小数点切り上げ）】 $\frac{\text{月延利用人数}}{\text{サービス提供日数}} > \text{利用定員数}$ ※ 上式でいう『月延利用人数』とは、同時に受け入れた最大利用者数を1か月分積み上げた数。	翌月から解消月までの利用者全員の報酬額を100分の70で算定する
人員欠如	月平均の配置員数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて下回る場合 【算定式：単位毎】 $\frac{\text{実際に勤務した総延べ勤務時間数}}{\text{基準上満たすべき総延べ勤務時間数}} < 0.9$ ※ 『基準上満たすべき勤務時間数』とは、基準上満たすべき従業者数にサービス提供時間を乗じた数。	(一割の範囲内で人員基準を下回った場合は、翌々月から解消月までの利用者全員の報酬額を100分の70で算定する)
看護職員	月平均の配置員数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて下回る場合 【算定式：単位毎】 $\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人員}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$	

【Q】 職員の欠員により減算の必要が生じた場合の事務手続きを教えてください。

【A】 利用定員の超過及び職員欠員はその月の末日に確定するため、必然的に届出は事後になりますが、事実が確認され次第「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により届け出してください（「職員の欠員による減算の状況」欄の「2看護職員」又は「3介護職員」に○をつける）。
また、次月以降に欠員が解消された場合は、解消された旨を同じく「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により届け出してください（「職員の欠員による減算の状況」欄の「1なし」に○をつける）。

○ 減算のあるなしに関わらず、人員欠如・定員超過は基準違反であるため、県及び市町村による指導（場合によっては取消等の処分）の対象となる。

都道府県は、従業者に欠員が生じている状態が継続する場合には、事業所に対し定員の見直し又は事業の休止を指導するものとする。指導に従わず事業を継続する事業所に対しては、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

居宅算定基準留意事項

設備基準

- 下記設備は、専ら通所介護事業の用に供するものでなければならない。
- 専用区画の変更（増改築等）があった場合は、必ず変更届を提出すること。

設備	要件
食堂及び機能訓練室	合計した面積（内法実測）が3m ² ×利用定員以上の面積を有すること。
静養室	（利用定員に見合った広さの専用の静養スペース）
相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
事務室	（事務を行えるスペース）
消防設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令に規定された設備
その他の設備	それぞれの用途に必要な広さと機能を有すること

<★ H30 年度一部改正>

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

六 通所介護

2 設備に関する基準

(4) 設備に係る共用

指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。ただし、指定通所介護事業所の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

- イ 当該部屋等において、指定通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。
- ロ 指定通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。
また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。
なお、設備を共用する場合、居宅基準第 104 条第 2 項において、指定通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。

運営基準

- 重要事項を説明し、利用者の同意を得なければならない 居宅基準第 8 条

介護保険のサービスは、利用者及びその家族に十分な説明を行い、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付し、文書による同意を得たうえで開始すること

* 重要事項説明書に記載すべき事項

- ① 運営規程の概要
- ② 当該通所介護事業所に勤務する従業員の体制
- ③ 利用料金
- ④ 事故発生時の対応
- ⑤ 苦情処理の体制
- ⑥ その他（秘密保持、衛生管理、事故発生時の対応など）

- サービス提供の状況を記録しなければならない 居宅基準第 19 条

利用者がサービスの利用状況や、支給限度額の残高を把握できるようにするために、通所介護の提供日、内容等を記録しなければならない。

- * 介護報酬算定の根拠となる実際のサービス提供時間、送迎の時間、通所介護に従事した職員の氏名、職種名、配置時間等を明確にしておくこと。

- 利用者・家族に係る秘密を保持しなければならない 居宅基準第 33 条

業務上知り得た秘密を、正当な理由なく漏らしてはならない。

- * 従業者や元従業者が秘密を漏らすことがないよう、雇用時の取り決め等を行う。

- * サービス担当者会議等を行う場合に、利用者・家族の個人情報を利用する場合があるため、あらかじめ文書による利用者・家族の同意を得ておく。

○ 利用料及び費用の徴収に係る留意事項 居宅基準第 96 条

利用者から徴収することができる利用料及び費用は以下の通り

- ① 利用料
「法定代理受領サービス」…介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額
「法定代理受領サービス以外」…介護報酬告示上の額（10割）
- ② 通常の実施地域以外に居住する利用者の送迎費用
- ③ 時間延長料金
- ④ 食費
- ⑤ おむつ代
- ⑥ その他の日常生活費
 - (1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
 - (2) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
- * 上記以外の費用の支払を受けることはできない。
- * 上記料金であっても徴収をするためには、運営規程に金額を明記し、重要事項を説明する際に利用者又はその家族に対して具体的に説明し、同意を得ておかなければならない。
- * 上記料金の支払いを受けた場合には、利用者に対して通所介護の利用回数、費用区分等を明確にした領収書を交付しなければならない。
- * 介護予防通所介護では、③を徴収できない。

指定居宅サービス事業者は、法第四十一条第八項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

介護保険法施行規則第 65 条

通所介護では、利用料以外に「その他の費用の額」として「指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るもの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用」を利用者から受け取ることができる。

基準解釈通知

利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。

基準解釈通知

○ 通所介護計画を作成しなければならない 居宅基準第 99 条

全ての利用者について、居宅サービス計画に沿った通所介護計画を作成し、その内容を利用者・家族に説明し、同意を得た上で交付すること。

* 通所介護計画に記載すべき事項

- ① 機能訓練等の目標
- ② 目標を達成するための具体的なサービス内容 等
- * 他職種協働で、個々の利用者ごとに作成する。
- * 計画等の作成に関し経験のある者や、介護の知識について知識と経験を有する者がとりまとめを行う。
- * 利用者の状態変化等により居宅サービス計画が変更された場合には、通所介護計画も変更しなければならない。
- * 計画に沿ったサービス実施状況や評価についても説明を行う。

○ 運営規程 居宅基準第 100 条

第 100 条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章(第五節を除く。)において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 3 営業日及び営業時間
- 4 指定通所介護の利用定員
- 5 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 6 通常の事業の実施地域
- 7 サービス利用に当たっての留意事項
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 その他運営に関する重要な事項

<★ H30 年度一部改正>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

六 通所介護

3 運営に関する基準

(4) 運営規程

居宅基準第 100 条は、指定通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 営業日及び営業時間（第 3 号）

指定通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。

なお、8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること（居宅基準第 117 条第 3 号についても同趣旨）。

例えば、提供時間帯（9 時間）の前に連続して 1 時間、後に連続して 2 時間、合計 3 時間の延長サービスを行う指定通所介護事業所にあっては、当該指定通所介護事業所の営業時間は 12 時間であるが、運営規程には、提供時間帯 9 時間、延長サービスを行う時間 3 時間とそれぞれ記載するものとすること（居宅基準第 117 条第 3 号の「営業日及び営業時間」についても同趣旨）

○ 事故発生時の対応 居宅基準第104条の2

- 1 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定通所介護以外のサービス（宿泊サービス）の提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

居宅基準第104条の2は、利用者が安心して指定通所介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

居宅基準第104条の2第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、※2年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
なお、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応をおこなうこととする。

基準解釈通知

※ 和歌山県においては、条例により、サービスを提供した日から5年間保存しなければならないと定めています。

○ 記録を整備しなければならない 居宅基準第104条の3

事業者は、以下の記録を整備しておかなければならない。

- ① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
 - ② 利用者に対する通所介護の提供に関する記録
 - (1) 通所介護計画
 - (2) 具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への通知に関する記録
 - (4) 利用者からの苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- * 和歌山県指定の事業所については、条例により、上記の記録は、サービス提供の日から5年間保存しなければならない。

○ 職員の勤務体制を確保しなければならない 居宅基準第101条

通所介護事業の従業者の勤務形態を、毎月の勤務表として作成し、保管すること。

* 勤務表に記載すべき事項（勤務表の様式：「勤務形態一覧表」）

- ① 当該従業者の職種
- ② 勤務時間数
- ③ 常勤・非常勤の別
- ④ 兼務の状況 等

サービス提供を、事業所の従業者によって行わなければならない。

* 通所介護事業所の従業者は、個人情報を取扱う場合や事故発生時等に、職員として対応する者でなければならない。

* 調理、洗濯、清掃等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託も可。

○ 非常災害対策を立てておかなければならぬ 居宅基準第103条

非常災害に関する具体的な計画を立てておかねばならない。

* 消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）

* 風水害、地震等の災害に対処するための計画

関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知しておかなければならぬ。

* 地域の消防機関への通報体制

* 消防団や地域住民との連携

定期的に避難・救出等の訓練を行わなければならない。

介護報酬算定に関する基準について

(1) 基本単位について <★H30 年度一部改正>

- 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は算定できない。

令和元年 10月 1日～

事業所規模		通常規模型	大規模型	
前年度の 1月当たり平均利用延人員		750 人以下 900 人以下(Ⅰ)	751 人以上 901 人以上(Ⅱ)	
介護報酬 <8 時間以上 9 時間未満 の場合>	要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5	659 単位 779 単位 902 単位 1,026 单位 1,150 単位	637 单位 753 单位 872 单位 992 单位 1,111 单位	614 单位 726 单位 839 单位 955 单位 1,070 单位

(2) 事業所規模による区分の取扱いについて

- 通所介護費の算定の基礎となる「事業所規模」の区分は、前年度の 1月当たりの平均利用延人員数により決定される。
※ 平均利用延人員数の算定にあたっては、3月分を除くことに注意！
- 正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所については、利用延人員数に6／7を乗じて月当たりの平均利用者数を計算する。
- 上記にかかわらず、以下の場合は、利用定員に90%をかけた推計値により決定する。
 - 前年度の実績が6月に満たない事業者の場合（新規指定事業者を含む）
 - 前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする場合（ただし、4月1日付けの変更に限る。）

- 事業所規模の算定は、一体的に運営する第一号通所事業の利用人員も含む。また、1つの事業所が複数単位を実施する場合は、全ての単位を合算で行う。

(4) 事業所規模による区分の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第5号イ(1)に基づき、前年度の 1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が第一号通所事業（指定居宅サービス等基準第 93 条第1項第3号に規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）の指定を受け一體的に事業を実施している場合は、当該第一号通所事業における前年度の 1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が第一号通所事業の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一體的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該第一号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上 5時間未満の報酬を算定している利用者(2時間以上 3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上 7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むことされた第一号通所事業の利用者の計算に当たっては、第一号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上 7時間未満の利用者については、利用者に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、第一号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日毎に加えていく方法により計算しても差し支えない。
- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月(3月を除く。)の1月当たりの平均利用延人員数とする。

- 指定通所介護事業者は、毎年3月に事業所規模算定区分の確認を行う必要がある。
- 変更がある場合は、3月15日までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、「事業所規模チェック表」を作成し、所轄の振興局健康福祉部へ提出すること（変更がない場合は特に届出の必要なし）

(3) その他介護給付費算定に係る取扱いについての注意点

○ 災害時等の取り扱いについて

災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにも関わらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その理由を明確に区分した上で、平均利用延人数に含まないこととする。

居宅算定基準留意事項

○ 2時間以上3時間未満のサービス提供について

- ・やむを得ない事情がある場合に限った例外的なサービスの提供である
- ・利用者の心身その他の状況からやむを得ない事情をアセスメントにより把握し、プランに記載しておくこと。

(2) 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い

2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者（利用者等告示第14号）であること。なお、2時間以上3時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、單に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

居宅算定基準留意事項

○ 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること（このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。）。

これに対して、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

居宅算定基準留意事項

○ 送迎時における居宅内介助の評価

通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、送迎時に実施した居室内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

- ① 居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居室内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（二級課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

居宅算定基準留意事項

○ 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（以下「宿泊サービス」）を提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について

- ・宿泊サービスは介護保険制度外の自主事業であるが、利用者保護の観点から、利用者に対するサービス提供に支障がないかを指定権者が適切に判断できるよう、宿泊サービスの実態を把握するための届出を導入するとともに、事故報告の仕組みを構築する。
- ・宿泊サービスの最低限の質を担保するという観点から、国において指針が定められた。

居宅基準第95条第4項

前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出るものとする。

居宅基準第104条の2第4項

指定通所介護事業者は、第95条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置（市町村、家族、居宅介護支援事業者等への連絡及び必要な措置、事故の状況及び採った処置についての記録）を講じなければならない。

宿泊サービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事、指定都市又は中核市の市長（以下「指定権者」という。）に届け出る必要があり、当該サービスの提供内容については、所定の様式によるものとする。また、指定通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。

指定通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1ヶ月前までに指定権者に届け出るよう努めることとする。

居宅基準解釈通知

※厚生労働省より「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」（平成27年4月30日老振発第0430第1号、老老発第0430第1号、老推発第0430第1号）が発出されています。届出の方法等については、和歌山県ホームページ「きのくに介護deネット」をご確認ください。

○ 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行について

- ・小規模な通所介護事業所（定員18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行することとなる。
- ・小規模な通所介護事業所については、地域密着型通所介護への移行に際し、事業所の所在市町村の長から指定を受けたもの（施行日の前日において当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたもの）とみなす（医療介護総合確保推進法附則第20条）こととしているため、新たな指定の申請は不要である。
- ・医療介護総合確保推進法附則第20条によるみなし指定を希望しない事業者は、同条ただし書きの申出を行って、みなし指定を受けないことが可能である。

平成27年3月2日、3日全国課長会議資料②

各種加算について

1 延長加算 <★H30年度一部改正>

- 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合に算定可能。
- 通所介護の所要時間と前後に行う日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（「算定対象時間」）が、

9時間以上10時間未満の場合	+50単位
10時間以上11時間未満の場合	+100単位
11時間以上12時間未満の場合	+150単位
12時間以上13時間未満の場合	+200単位
13時間以上14時間未満の場合	+250単位

○ 延長サービスに係る利用料（介護給付費対象外サービス）

- ・運営規程及び重要事項説明書に記載されていること。
- ・利用者またはその家族に対し、事前に文書で説明をした上で同意を得ること。
- ・延長加算との二重計上は不可。

問62 延長加算と延長サービスにかかる利用料はどういう場合に徴収できるのか。

答62 通常要する時間を超えた場合にかかる利用料については、例えば通所介護においてサービス提供時間が9時間未満において行われる延長サービスやサービス提供時間が12時間以上において行われる延長サービスについて徴収できる。また、サービス提供時間が12時間未満において行われる延長サービスについて延長加算にかえて徴収できる。このとき当該延長にかかるサービス提供について届出は必要ない。ただし、同一時間帯について延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできない。

参考) 通所介護における延長加算および利用料の徴収の可否

- 例① 提供時間が9時間で3時間延長の場合（9時間から12時間が延長加算の設定）
- 例② 提供時間が8時間で4時間延長の場合（8時間から9時間の間は利用料、9時間から12時間が延長加算の設定）
- 例③ 提供時間が8時間で5時間延長の場合（8時間から9時間及び12時間から13時間の間は利用料、9時間から12時間が延長加算の設定）

サービス提供時間	~7	7~8	8~9	9~10	10~11	11~12	12~13
例①	介護報酬			延長加算			
例②	介護報酬	利用料		延長加算			
例③	介護報酬	利用料		延長加算		利用料	

平成24年4月改定関係Q&A (Vol.1)

2 中山間地域等に居住する者へサービスを提供する場合の加算

- 各事業所が、運営規程に定めている通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合に、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※「通常の事業の実施地域」とは、事業所の運営規程に定める「通常の事業の実施地域」。この加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費は徴収不可。

中山間地域等とは

- ① 離島振興対策実施地域（離島振興法）
- ② 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法）
- ③ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法）
- ④ 辺境（辺境に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律）
- ⑤ 振興山村（山村振興法）
- ⑥ 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法）
- ⑦ 半島地域（半島振興法）
- ⑧ 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）
- ⑨ 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法）
- ⑩ 離島（沖縄振興特別措置法）

3 入浴介助加算 50 単位/日

- 入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定される。
- 実際に入浴サービスを行った場合のみ算定可（シャワー浴：可、清拭：不可）

(7) 入浴介助加算の取扱い

通所介護入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである（利用者等告示第15号）が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかつた場合についても、加算の対象となるものであること。

また、通所介護計画上、入浴の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

居宅算定基準留意事項

4 中重度ケア体制加算 <★H30年度一部改正> 45 単位/日

- 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 前年度（3月を除く。）又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。
- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上確保していること。

- 共生型通所を行った場合の介護報酬を算定している場合は、当該加算は算定しない。
<★H30年度改正> 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）6 通所介護 注8

5 生活機能向上連携加算 <★H30年度新規> 200 単位/月

※ 個別機能訓練加算を算定している場合 100 単位/月

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

6 通所介護

注9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10（個別機能訓練加算）を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）

15.2 通所介護費、地域密着型通所介護費及び認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の二第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

7 通所介護費

(10) 生活機能向上連携加算について

① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この（10）において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。

② ①の個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。

③ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。

④ 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3 月ごとに 1 回以上、理学療法士等が指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要応じて訓練内容の見直し等を行うこと。

⑤ 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者の ADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及び IADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

⑥ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。

問35 指定通所介護事業所は、生活機能向上連携加算に係る業務について指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と委託契約を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション事業所等に支払うことになると考えてよいのか。

答35 貴見のとおりである。なお、委託料についてはそれぞれの合議により適切に設定する必要がある。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

問36 生活機能向上連携加算は、同一法人の指定訪問リハビリテーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）と連携する場合も算定できるものと考えてよいか。

問37 貴見のとおりである。

なお、連携先について、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の主たる担い手として想定されている 200 床未満の医療提供施設に原則として限っている趣旨や、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の有効活用、地域との連携の促進の観点から、別法人からの連携の求めがあった場合には、積極的に応じるべきである。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

6 個別機能訓練加算 <★H30 年度一部改正>

加算(Ⅰ)…46 単位/日、加算(Ⅱ)…56 単位/日

○ 機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後 3 月ごとに 1 回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

○ 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行なった機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定する。
<★H30 年度一部改正> 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 7 通所介護（11）

- 個別機能訓練加算(Ⅰ)・・・提供時間帯を通じて常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置すること。例えば、一週間のうち月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日について、加算の対象とはならない。
- 通所介護事業所の看護職員が個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。
- 個別機能訓練加算(Ⅱ)・・・専従の機能訓練指導員を1名以上配置すること。例えば、一週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

●通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（老振発第0327第2号）一部抜粋

個別機能訓練加算の目的、趣旨等について

- 個別機能訓練加算(Ⅰ)について
 - ・利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数メニューから選択できるプログラムの実施が求められ、座る・立つ・歩く等ができるようになるといった身体機能の向上を目指すを中心に行われるものである。
- 個別機能訓練加算(Ⅱ)について
 - ・利用者が居宅や住み慣れた地域において可能な限り自立して暮らし続けることができるよう、身体機能の向上を目的として実施するのではなく、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」といった生活機能の維持・向上を図るために、機能訓練指導員が訓練を利用者に対して直接実施するものである。
 - ・生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、実践的な訓練を反復して行うことが中心となるため、身体機能を向上とすることを目的とした機能訓練とは異なるものである。実際の生活上の様々な行為を構成する実際的な行動そのものや、それを模した行動を反復して行うことにより、段階的に目標の行動ができるようになることを目指すことになることから、事業所内であれば実践的訓練に必要な浴室設備、調理設備・備品等を備えるなど、事業所内外の実地的な環境下で訓練を行うことが望ましい。従って、例えば、単に「関節可動域訓練」「筋力増強訓練」といった身体機能向上を中心とした目標ではなく、「週に1回、囲碁教室に行く」といった具体的な生活上の行為の達成が目標となる。また、居宅における生活行為（トイレに行く、自宅の風呂に一人で入る、料理を作る、掃除・洗濯をする等）、地域における社会的関係の維持に関する行為（商店街に買い物に行く、孫とメールの交換をする、インターネットで手続きをする等）も目標となり得るものである。
 - 個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)の関係性
 - ・個別機能訓練加算(Ⅰ)については、身体機能の向上を目指すを中心として行われるものであるが、個別機能訓練加算(Ⅱ)のみを算定する場合であっても、並行して生活機能の向上を目的とした訓練を実施することを妨げるものではない。
 - ・個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)をそれぞれ算定する場合は、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、別々の目標を明確に立てて訓練を実施する必要がある。

ADL維持等加算(Ⅰ)…3単位/月 ADL維持等加算(Ⅱ)…6単位/月

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

6 通所介護

- 注11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ ADL維持等加算(Ⅰ) 3単位
ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 6単位

- 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）

16の2 通所介護費及び地域密着型通所介護費におけるADL維持等加算の基準
イ ADL維持等加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること

- (1) 利用者（当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を継続して六月以上利用し、かつ、その利用期間（(2)において「評価対象利用期間」という。）において、五時間以上の通所介護費の算定回数が五時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下イにおいて同じ。）の総数が二十人以上であること。
(2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月（複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。）において、要介護状態区分が要介護三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の十五以上であること。
(3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の法第二十七条第一項の要介護認定又は法第三十二条第一項の要支援認定があった月から起算して十二月以内である者の占める割合が百分の十五以下であること。
(4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して六月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値（以下この号において「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者（(5)において「提出者」という。）の占める割合が百分の九十以上であること。
(5) 評価対象利用開始月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値（以下「ADL利得」という。）が多い順に、提出者の総数の上位百分の八十五に相当する数（その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）の利用者について、次の(1)から(3)までに掲げる利用者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める値を合計して得た値が零以上であること。
(1) ADL利得が零より大きい利用者一
(2) ADL利得が零の利用者零
(3) ADL利得が零未満の利用者マイナス一

ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること

- (1) イ(1)から(5)までの基準に適合すること。
(2) 当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者について、算定日が属する月に当該利用者のADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出すること。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

7 通所介護費

(12) ADL維持等加算について

- ① ADL の評価は、Barthel Index を用いて行うものとする。
- ② 大臣基準告示第 16 号の 2イ(4)におけるADL値の提出は、サービス本体報酬の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することを行ふ。
- ③ 大臣基準告示第 16 号の 2ロ(2)におけるADL値の提出は、ADL維持等加算
- (II) の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することによって行う。なお、当該提出は、当該提出の月の属する年の 1 月から 12 月までが評価対象期間となる際に大臣基準告示第 16 号の 2イ(4)によって求められるADL値の提出を兼ねるものとする。
- ④ 平成 30 年度については、平成 29 年 1 月から 12 月までの評価対象期間について、次のイからハまでを満たしている場合に算定できることとする。
イ 大臣基準告示第 16 号の 2イ(1)から(3)までの基準を満たすことを示す書類を保存していること。
ロ 同号イ(4)の基準（厚生労働大臣への提出を除く。）を満たすことを示す書類を保存していること。
ハ 同号イ(5)中「提出者」を「ADL値が記録されている者」とした場合に、同号イの基準を満たすことを示す書類を保存していること。
- ⑤ 平成 31 年度以降に加算を算定する場合であって、加算を算定する年度の初日の属する年の前年の 1 月から 12 月までの間に、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注 11 に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている場合には、届出の日から同年 12 月までの期間を評価対象期間とする。

- ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について <※別添①参照>
(老振発 0406 第 1 号 老者発 0406 第 3 号 平成 30 年 4 月 6 日)

問37 平成 3.0 年度のADL維持等加算の算定の可否を判断する場合、平成 2.9 年 1 月から 1.2 月が評価対象期間となるが、この時期に、加算を算定しようとする指定通所介護事業所が指定介護予防通所介護事業所と一体的に運営されていた場合、指定居宅サービス基準第 16 条の 2イ(1)の「利用者」には、当該指定介護予防通所介護事業所の利用者も含まれるか。

答37 含まない。本件加算は、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護が対象である。なお、指定居宅サービス基準第 16 条の 2イ(3)に「要支援認定」とあるのは、「利用者」に要支援者を含むとの意味ではなく、初回の要支援認定の後、評価対象利用開始月までの間に要介護認定を受ける場合を想定したものである。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

問38 ADL維持等加算について、評価対象利用期間は指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所を連続して 6 月以上利用した期間とされているが、1) この「連続して利用」とは、毎月 1 度以上利用していることを指すのか。2) この「連続して 6 月以上利用」は評価対象期間内である必要があるのか。3) 6 月より多く連続して利用している場合、当該連続しているすべての月を評価対象利用期間とするのか。

- 答38 1) 貴見のとおりである。
2) 貴見のとおりである。評価対象利用期間は、評価対象期間の一部であることを想定している。つまり、その最初の月から最後の月まで、評価対象期間に含まれている必要がある。
3) 連続しているすべての月ではなく、その中に最初の月が最も早い 6 月の期間を評価対象利用期間とする。例えば、2 月から 11 月まで連続利用がある場合は、2 月から 11 月までではなく、2 月から 7 月までを評価対象利用期間とする。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

問39 ADL維持等加算（I）及び（II）は、算定しようとする月の 5 時間未満の通所介護の算定回数が 5 時間以上の通所介護の算定回数以上の利用者でも算定できるのか。

- 答39 できる。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

8 認知症加算 <★H30 年度一部改正> 60 単位/日

- 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で 2 以上確保していること。
- 前年度（3 月を除く。）又は算定日が属する月の前 3 月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が 100 分の 20 以上であること。
- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を 1 以上確保していること。
- 共生型通所を行った場合の介護報酬を算定している場合は、当該加算は算定しない。<★H30 年度改正> 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）6 通所介護 注 12

9 若年性認知症利用者受入加算 60 単位/日

- 若年性認知症患者（介護保険法施行令第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要介護者になった者をいう。）に対して指定通所介護を行った場合に、当該加算として 1 日につき 60 単位を所定単位数に加算する。
- 認知症加算を算定している場合は、算定しない。

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

居宅算定基準留意事項

- 1 0 栄養改善加算 <★H30 年度一部改正> 150 単位/回（月 2 回を限度）
- 低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、利用者の低栄養状態の改善を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものについて算定する。
 - 1 月 2 回を限度とし、3 月以内の期間に限る（ただし、3 月ごとの評価の結果継続の必要性が認められる場合には引き続き算定可）。
 - 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置

問34 通所サービスにおいて栄養改善加算を算定している者に対して管理栄養士による居宅療養管理指導を行うことは可能か。

答34 管理栄養士による居宅療養管理指導は通院又は通所が困難な者が対象となるため、栄養改善加算の算定者等、通所サービス利用者に対して当該指導を行うことは想定されない。

※ 平成18年度報酬改定Q&A(vol. 2)（平成18年5月2日）通所介護・通所リハビリテーションの問2は削除する。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

- ② 栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について、次に掲げるイから三に関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。
- イ BMI が 18.5 未満である者
ロ 1 ~ 6 ヶ月間で 3 % 以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの No.11 の項目が「1」に該当する者
ハ 血清アルブミン値が 3.5g/dl 以下である者
三 食事摂取量が不良（75% 以下）である者
- ③ 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。
- ④ 栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること

- 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 18 年 3 月 31 日老老発第 0331009 号厚生労働省老健局老人保健課長通知 <※別添②参照>

- 1 1 栄養スクリーニング加算 <★H30 年度新規> 5 単位/回

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）
6 通所介護
注 15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 ヶ月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として 1 回につき 5 単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。
- 厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）
19 の 2 通所介護費における栄養スクリーニング加算の基準
通所介護費等算定方法第一号に規定する基準に該当しないこと。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
(16) 栄養スクリーニング加算について
① 栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。

問30 当該利用者が、栄養スクリーニング加算を算定できるサービスを複数利用している場合、栄養スクリーニング加算の算定事業者をどのように判断すればよいか。

答30 サービス利用者が利用している各種サービスの栄養状態との関連性、実施時間の実績、栄養改善サービスの提供実績、栄養スクリーニングの実施可能性等を踏まえ、サービス担当者会議で検討し、介護支援専門員が判断・決定するものとする。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol. 1)

- 1 2 口腔機能向上加算 150 単位/回（月 2 回を限度）

- 口腔機能が低下している者又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものについて算定する。
- 1 月 2 回を限度とし、3 月以内の期間に限る（ただし、3 月ごとの評価の結果継続の必要性が認められる場合には引き続き算定可）。

- 1 3 事業所と同一建物に居住する利用者等に対する減算 ▲94 単位/日

- 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合
- ※ 傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、減算しない。

事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合について

① 同一建物の定義

「同一建物」とは、当該指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所介護事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

② なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所介護事業所との間の往復の移動を介助した場合に限られること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

居宅算定基準留意事項

1.4 送迎を行わない場合の減算

▲47単位/片道

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、事業所と同一建物に居住する利用者等に対する減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。

問60 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎減算の考え方如何。

答60 宿泊サービスの利用の有無にかかわらず、送迎をしていなければ減算となる。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

問61 送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で行うことになるため、利用者宅に迎えに行ったが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の家族等が、事業所まで利用者を送った場合には、減算の対象とならないのか。

答61 送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていなければ減算となる。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

問5 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス(宿泊サービス)を連続して利用する場合に、初日と最終日を除き、行き帰りの送迎を実施しないことになるが、送迎減算(47単位×2)と同一建物減算(94単位)のどちらが適用されるのか。

答5 同一建物減算(94単位)については、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者について適用するものであるため、当該事業は送迎減算(47単位×2)が適用される。

なお、初日と最終日についても片道の送迎を実施していないことから、送迎減算(47単位)が適用される。
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)

1.5 サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算(I)イ…18単位/回

サービス提供体制強化加算(I)ロ…12単位/回

サービス提供体制強化加算(II)…6単位/回

○ 次のいずれかに該当する場合に算定

- ・加算(I)イ…当該指定通所介護事業所の介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
- ・加算(I)ロ…当該指定通所介護事業所の介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が40%以上であること。
- ・加算(II)… 当該指定通所介護事業所の指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数の内、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること。

※定員超過利用、人員基準欠如に該当している場合は算定できない。

共生型通所介護サービスに関する基準等について<★H30年度新規>

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

六 通所介護

4 共生型通所介護に関する基準

共生型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定通所介護をいうものであり、共生型通所介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

（1）従業者の員数及び管理者（居宅基準第 105 条の 2 第 1 号、居宅基準第 105 条の 3）

① 従業者

指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下この 4 において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分 5 とみなして計算すること。

② 管理者

指定通所介護の場合と同趣旨であるため、第 3 の 6 の 1 の（4）を参照されたい。なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えない。

（2）設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮すること。なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。

（3）指定通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（居宅基準第 105 条の 2 第 2 号）

（4）運営等に関する基準（居宅基準第 105 条の 3）

居宅基準第 105 条の 3 の規定により、居宅基準第 8 条から第 17 条まで、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 27 条、第 32 条から第 34 条まで、第 35 条から第 36 条の 2 まで、第 38 条、第 52 条、第 92 条及び第 95 条第 4 項並びに第 7 章第 4 节（第 105 条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の 3 の（1）から（7）まで、（9）、（11）、（14）、（15）、（22）、（24）から（26）まで及び（28）、第 3 の 2 の（4）並びに第 3 の 6 の 2 の（5）及び 3 の（1）から（8）までを参照されたいこと。この場合において、準用される居宅基準第 100 条第 4 号及び第 102 条の規定について、共生型通所介護の利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、利用定員を定めること。例えば、利用定員が 20 人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて 20 人という意味であり、利用日によって、要介護者が 10 人、障害者及び障害児が 10 人であっても、要介護者が 5 人、障害者及び障害児が 15 人であっても、差し支えないこと。

（6）その他の留意事項

多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えは、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められないものである。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）

6 通所介護

注 4 共生型居宅サービスの事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護（指定居宅サービス基準第 105 条の 2 に規定する共生型通所介護をいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、所定単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下この注において「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行った場合は所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

注 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、注 4 を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1 日につき 13 単位を所定単位数に加算する。

- 厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）

14 の 2 通所介護費及び地域密着型通所介護費における生活相談員配置等加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 生活相談員を一名以上配置していること。
ロ 地域に貢献する活動を行っていること。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

（6）生活相談員配置等加算について

- ① 生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、共生型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下この（6）において「指定生活介護事業所等」という。）に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となる。
- ② 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。
- ③ なお、当該加算は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができるものであること

問44 平成30年4月から、共生型サービス事業所の指定が可能となるが、指定の際は、現行の「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として指定するのか。それとも、新しいサービス類型として、「共生型訪問介護」、「共生型通所介護」、「共生型短期入所生活介護」として指定が必要となるのか。それとも「みなし指定」されるのか。

答44 共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする、あくまでも「居宅サービスの指定の特例」を設けたものであるため、従前通り「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として、事業所の指定申請に基づき自治体が指定する。

なお、当該指定の申請は、既に障害福祉サービスの指定を受けた事業所が行うこととなるが、いずれの指定申請先も都道府県（＊）であるため、指定手続について可能な限り簡素化を図る観点から、障害福祉サービス事業所の指定申請の際に既に提出した事項については、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしているので、別添③を参照されたい。

（＊）定員18人以下の指定生活介護事業所等は、（共生型）地域密着型通所介護事業所として指定を受けることとなるが、当該指定申請先は市町村であるため、申請書又は書類の提出は、生活介護事業所等の指定申請の際に既に都道府県に提出した申請書又は書類の写しを提出することにより行わせることができることとしている。

※ 指定障害福祉サービス事業所が、（「共生型サービスの指定の特例」を受けることなく、通常の）介護保険の居宅サービスの指定の申請を行う場合についても同様の取扱いとする。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)

問45 改正後の介護保険法第72条の2第1項ただし書に規定されている共生型居宅サービス事業者の特例に係る「別段の申出」とは具体的にどのような場合に行われることを想定しているのか。

- （1）例えば、障害福祉制度の生活介護の指定を受けている事業者が、指定申請を行う場合
- ①「別段の申出」をしなければ、共生型の通所介護の基準に基づき指定を受けることができる
②「別段の申出」をすれば、通常の通所介護の基準に基づき指定を受けることになる」とか。

（2）介護報酬については

- 上記①の場合、基本報酬は所定単位数に93／100を乗じた単位数
上記②の場合、基本報酬は所定単位数（通常の通所介護と同じ）ということか。

答45 【（1）について】

- ・貴見のとおりである。
・共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅サービスの指定の特例」を設けたもの。

- ・（1）の場合、指定障害福祉事業所が介護保険サービスを行うことになるが、
①指定障害福祉事業所が、介護保険サービスの基準を満たさない場合
②指定障害福祉事業所が、「（共生型）居宅サービスの指定の特例」を受けることなく、介護保険サービスの基準を満たす場合（※現在も事実上の共生型サービスとして運営可能）があるため、②の場合に「別段の申出」を必要としているもの。

- ・なお、「別段の申出」については、以下の事項を記載した申請書を、当該申出に係る事業所の所在地の指定権者に対して行う。
ア 当該申出に係る事業所の名称及び所在地並びに申請者及び事業者の管理者の氏名及び住所
イ 当該申出に係る居宅サービスの種類
ウ 法第72条の2第1項等に規定する特例による指定を不要とする旨

【（2）について】

- ・貴見のとおりである。

〔参考〕 介護保険法（平成9年法律第123号）
(共生型居宅サービス事業者の特例)

第72条の2 訪問介護、通所介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスに係る事業所について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十二条の五の三第一項の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援（以下「障害児通所支援」という。）に係るものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成七年法律第百二十三号、以下「障害者総合支援法」という。）第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第五条第二項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る第七十条第一項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第七十条第二項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第七十条第二項第二号中「第七十四条第二項」とあるのは「第七十二条の二第一項第一号の指定居宅サービスに従事する従業者に係る」と、「同項」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第七十四条第二項」とあるのは「第七十二条の二第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。）

一 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしていること。

二 申請者が、都道府県の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な居宅サービス事業の運営をできると認められること。

2～5（略）

41 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)

問46 共生型サービス事業所の指定を行う際、指定通知書等に明確に「共生型」と区分する必要があるのか。

答46 不要である。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)

老振発0406第1号

老老発0406第3号

平成30年4月6日

問47 通所介護（都道府県指定）の利用定員は19人以上、地域密着型通所介護（市町村指定）の利用定員は18人以下とされているが、例えば、障害福祉制度の生活介護の指定を受けた事業所が介護保険（共生型）の通所介護の指定を受ける場合、定員19人以上であれば都道府県に指定申請を、定員18人以下であれば市町村に指定申請を行うことになるのか。

答47 共生型通所介護の定員については、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限であり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）と障害給付の対象となる利用者（障害者）との合算で、利用定員を定めることとなるため、貴見のとおりである。

なお、障害福祉制度の指定を受けた事業所が介護保険（共生型）の訪問介護又は短期入所生活介護の指定を受ける場合、これらのサービスには市町村指定の地域密着型サービスは存在しないため、事業所規模に関わらず、都道府県に指定申請を行うことになる。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

（公印省略）

老人保健課長

（公印省略）

ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について

問48 共生型通所介護（障害福祉制度の生活介護事業所等が、要介護者へ通所介護を行う場合）の場合、定員超過の減算はどちらを対象に、どのように見るべきか。

答48 共生型通所介護事業所の定員については、介護給付の対象となる利用者（要介護者）と障害給付の対象となる利用者（障害児者）との合算で、利用定員を定めることとしているため、合計が利用定員を超えた場合には、介護給付及び障害給付の両方が減算の対象となる。

※ 共生型短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)

通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等サービス」という。）におけるADL維持等加算の算定については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「厚生労働大臣が定める利用者等」（平成24年厚生労働省告示第95号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第96号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日付老企発第36号通知）及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日付老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号通知）によるほか、各都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下「都道府県等」という。）、各市町村（特別区を含む。以下「市町村等」という。）及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）におけるADL維持等加算の算定の可否に係る事務処理手順及び様式例は、この通知のとおりとするため、御了知の上、管下市町村等、関係団体、関係機関にその周知をお願いする。

問49 共生型通所介護事業所と共生型短期入所生活介護事業所（介護保険の基準を満たしていない障害福祉の事業所）の人員基準欠如減算は、障害福祉の事業所として人員基準上満たすべき員数を下回った場合には、介護給付と障害給付の両方が減算の対象となるものと考えてよいか。

答49 貴見のとおりである。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)

○ 共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡素化
<※別添③参照>

記

1 ADL維持等加算の概要

ADL維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所（以下「通所介護等事業所」という。）において、評価対象期間（加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日の属する月から同年12月までの期間。））内に当該通所介護等サービスを利用した者のADLの維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の4月から始まる年度における通所介護等サービスの提供につき加算を行うものである。

ADL維持等加算の算定要件については、上記の告示及び通知を参照すべきものであるが、評価対象期間において当該加算を算定しようとする通所介護等事業所が満たすべき要件（「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第16号の2イ参照。以下「加算の要件」という。）は以下の通りである。

- (1) 利用者（当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間（(2)において「評価対象利用期間」という。）において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下同じ。）の総数が20人以上であること。
- (2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月（複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。）において、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の15以上であること。
- (3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第1項の要介護認定又は介護保険法第32条第1項の要支援認定があった月から起算して12月以内である者の占める割合が100分の15以下であること。
- (4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者（(5)において「提出者」という。）の占める割合が100分の90以上であること。
- (5) 評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値（以下「ADL利得」という。）が多い順に、提出者の総数の上位100分の85に相当する数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）の利用者について、次の①から③までに掲げる利用者の区分に応じ、当該①から③までに定める値を合計して得

た値が0以上であること。

① ADL利得が0より大きい利用者 1

② ADL利得が0の利用者 0

③ ADL利得が0未満の利用者 マイナス1

※ 平成30年度については、平成29年1月から12月までの評価対象期間について、次のイからハまでを満たしている場合に算定できることとする。

イ 大臣基準告示第16号の2イ（1）から（3）までの基準を満たすことを示す書類を保存していること。

ロ 同号イ（4）の基準（厚生労働大臣への提出を除く。）を満たすことを示す書類を保存していること。

ハ 同号イ（5）中「提出者」を「ADL値が記録されている者」とした場合に、同号イ（5）の基準を満たすことを示す書類を保存していること。

（「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日付老企発第36号通知）及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日付老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号通知）参照。）

2 ADL維持等加算の対象事業所の決定に係る事務処理の流れ

ADL維持等加算の対象事業所の決定について、平成30年度は「ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する事務フロー（平成30年度に算定する場合）」（別紙1）に基づき、平成31年度以降は「ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する事務フロー（平成31年度以降に算定する場合）」（別紙2）に基づき、「ADL維持等加算の事務スケジュール」（別紙3）で示すスケジュールで決定することとし、当該決定に係る事務処理については、通所介護等事業所に関する介護給付費算定に係る体制等に関する通知（※1）で定める「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（※2）」の「ADL維持等加算」及び「ADL維持等加算（申出）の有無」と別紙19「ADL維持等加算に係る届出書」の届出を基に、指定権者（都道府県等又は市町村等）及び各都道府県の国保連合会において行うこととする。

※1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービ

スに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」(平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

※2 別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」又は別紙1-3「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」

3 平成30年度のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ

(1) 事業所による届出について

加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成30年度にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする月の前月の15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」及び「ADL維持等加算に係る届出書」を指定権者に届け出る必要がある。

(2) 指定権者が行う事務処理について

① 事業所の算定の可否の決定及び事業所等に対する通知

指定権者は、当該加算を算定しようとする月の前月の15日までに通所介護等事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」の内容を確認するとともに、当該事業所から受理した「ADL維持等加算に係る届出書」において、当該事業所が加算の要件(1)から(5)までを全て満たすかを確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定することとする。

また、指定権者は、当該加算の算定の可否を当該事業所(都道府県が事業所に通知する場合にあっては、当該事業所の所在する市町村等にも通知することとする。)に通知するとともに、都道府県は各事業所の当該加算の算定の可否を届出月の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

② 居宅介護支援事業所、住民等に対する周知

指定権者は、ADL維持等加算の対象事業所情報を公表し、居宅介護支援事業所、住民等に周知することにより、4月からの利用者の事業所の選択、居宅介護支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。

(3) 国保連合会が行う事務処理について

国保連合会は、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」を届出月の事業所異動連絡票情報として受理することにより、各事業所における当該加算を算定しようとする年度の当該加算の算定の可否を確認することとする。

4 平成31年度以降のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ

(1) 事業所による届出について

加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算(申出)の有無」の届出(届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にあっては、「ADL維持等加算(申出)の有無」の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にあっては、「ADL維持等加算(申出)の有無」を「なし」として届出することが必要となる。)を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」並びに「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までの届出を行う必要がある。

(2) 指定権者が行う事務処理について

① 事業所からの申出の受理、国保連合会に対する送付

指定権者は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに、通所介護等事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算(申出)の有無」の内容を確認するとともに、都道府県は当該届出を届出月の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

② 事業所の算定の可否の決定及び事業所等に対する決定通知

都道府県は、国保連合会から送付された「ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧表」(別紙4)及び「ADL維持等加算算定要件不適合一覧表」(別紙5)のうち、指定都市又は中核市が指定する事業所分について、それぞれの市へ送付しなければならない。

指定権者は、(別紙4)において当該加算の要件の(1)及び(2)を満たす事業所について、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、当該事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」の内容を確認するとともに、当該事業所から受理した「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までにより、当該事業所が当該加算の要件(3)から(5)までを満たすかを確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定し、当該加算の算定の可否を事業所(都道府県が事業所に通知する場合にあっては、当該事業所の所在する市町村等にも通知することとする。)に通知するとともに、都道府県は各事業所の当該加算の算定の可否を、当該加算を算定しようとする年度の4月届出月の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

③ 居宅介護支援事業所、住民等に対する周知

指定権者は、ADL維持等加算の対象事業所情報を公表し、居宅介護支援事業所、住民等に周知することにより、4月からの利用者の事業所の選択、居宅介護支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。

(3) 国保連合会が行う事務処理について

国保連合会は、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」を届出月の事業所異動連絡票情報として受理することにより、各事業所における当該加算を算定しようとする年度の当該加算の算定の可否について確認することとする。

また、国保連合会は、各事業所の当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年のADL維持等加算の申出については、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」を、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の一月処理分の事業所異動連絡票情報として受理した上で、以下①～③の手順に従って算定要件適合の確認に関する事務処理を行うこととする。

① 評価対象受給者の抽出

国保連合会は、受給者台帳及び管轄区域内全ての通所介護等事業所（評価対象期間の1月～12月の間でサービス提供がない事業所は除く。以下同じ。）の給付実績（当該全ての通所介護等事業所から国保連合会に対し請求した現物給付分に限る。）より、評価対象期間のうち、全ての通所介護等事業所のうち一つの事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間（以下「評価対象利用期間」という。）において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者を抽出することとする。

② 評価基準値の算出等

ADL維持等加算の対象事業所は、次の(i)及び(ii)の算定式に適合している必要があり、国保連合会は、全ての通所介護等事業所について、事業所番号・通所介護等サービスの種類ごとに(i)及び(ii)を用いて評価基準値を算出する。

なお、評価対象受給者について、事業所の所在地が他都道府県であるものは、当該事業所の所在する都道府県の国保連合会と当該評価対象受給者が所在する都道府県の国保連合会が当該情報の交換を行った上で、評価基準値を算出すること。

(i) 評価対象受給者の数

評価対象受給者数（A） ≥ 20

A : ②の評価対象受給者の数

(ii) 重度者の割合

$$\frac{\text{重度者数 (B)}}{\text{評価対象受給者数 (A)}} \geq 0.15$$

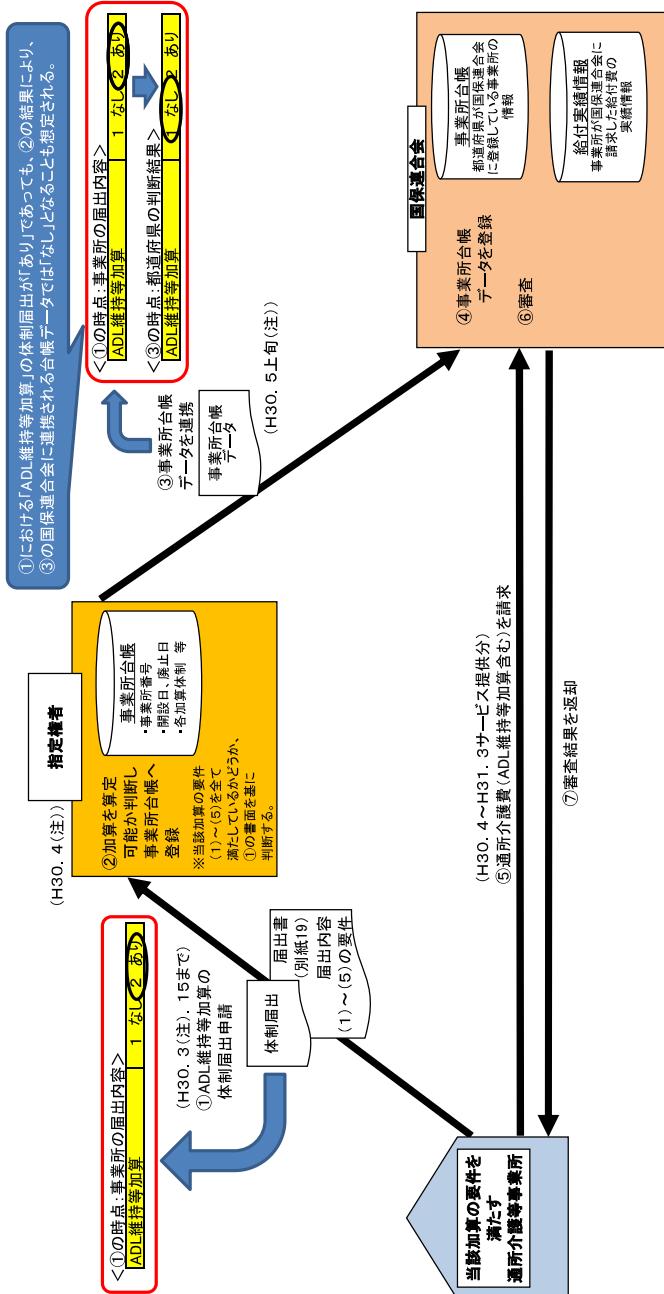
B : ②の評価対象受給者のうち、評価対象利用期間の初月（複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。）において、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の数

③ 算定要件適合一覧表等の送付

国保連合会は、②において算出した評価基準値に基づき、次のとおり資料を作成し、各年2月下旬に各都道府県、各市町村宛に送付する。

(i) ②の全てを満たす場合は、「ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧表」（別紙4）を作成する。

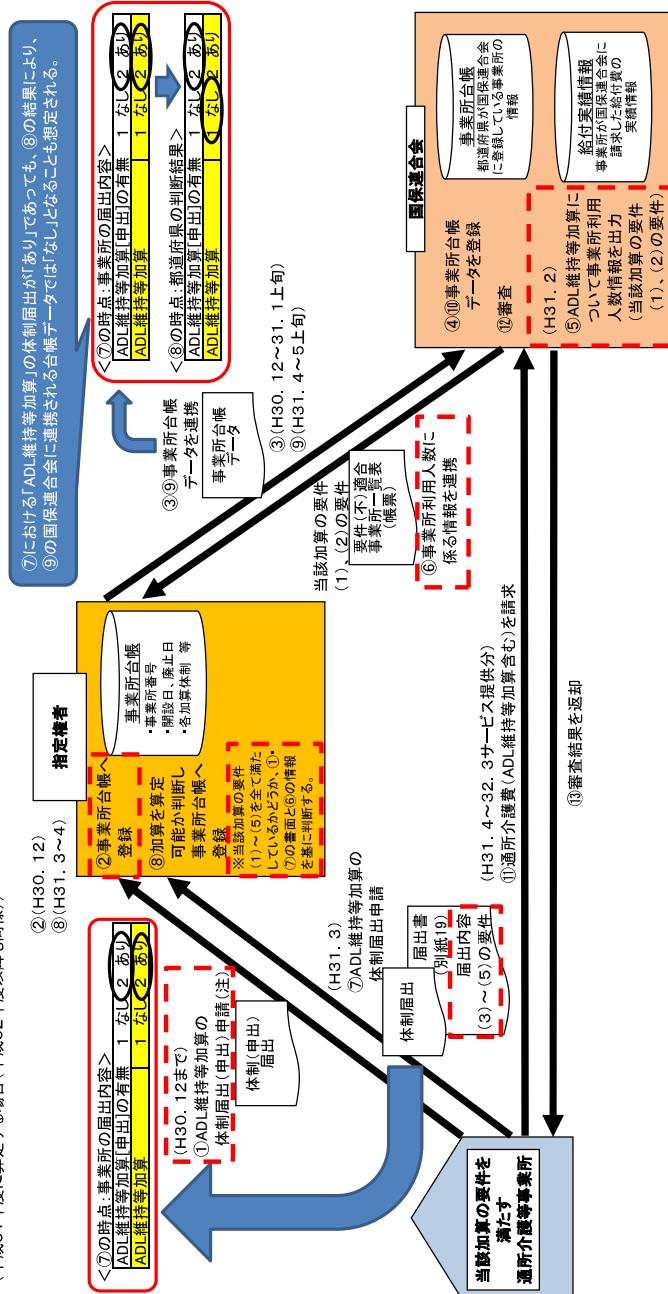
(ii) ②のいずれか1以上を満たさない場合は、「ADL維持等加算算定要件不適合事業所一覧表」（別紙5）を作成する。



注 年度途中に算定の届出が発生した場合は、各事業所が算定しようとする月の前月(平成31年2月まで)

- 1 -

(平成31年度に算定する場合(平成32年度以降も同様))

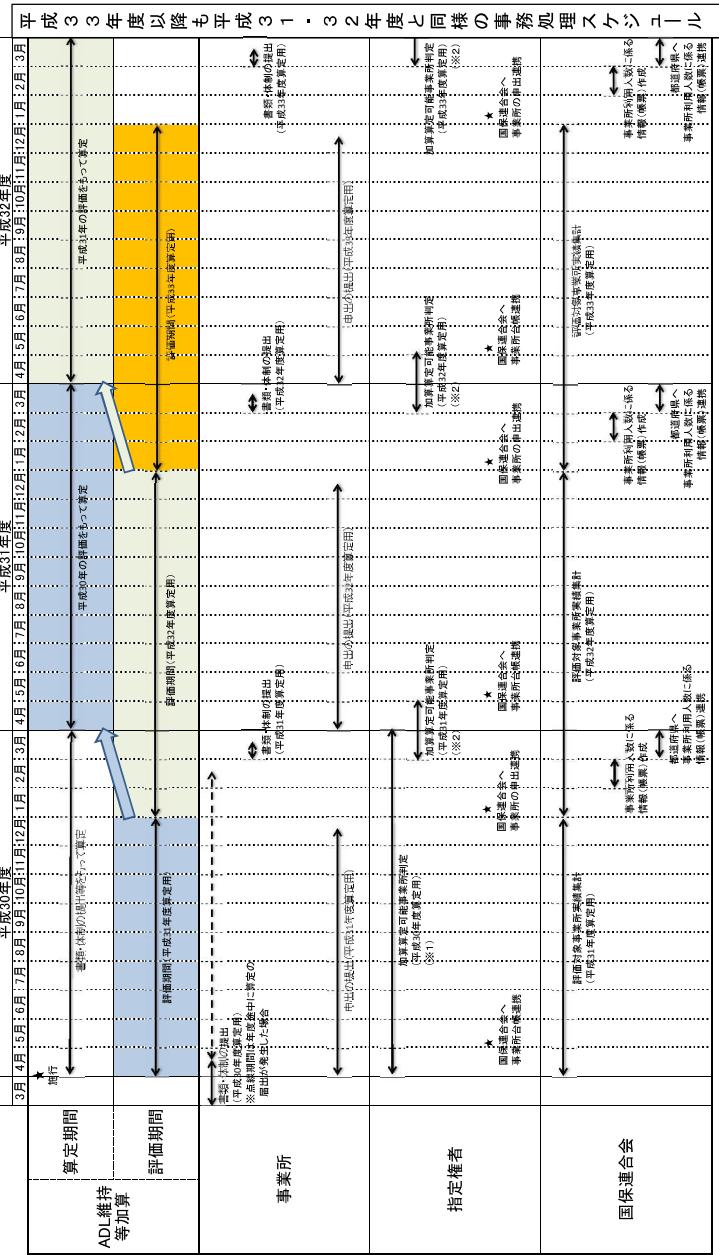


注 届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にその旨の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にはその旨の届出が必要となる。

[] : 平成31年度以降新たに取り扱う事務

- 2 -

ADL維持等加算の事務スケジュール



別紙4

アラビアの歴史のハービーは、彼は當時世界中のすべての民族の文化を学んだ。

平成〇年〇月〇日
〇頁

都道府県（保険者）番号 99
都道府県（保険者） 〇〇〇〇県

事業所番号	サービス事業所名	サービス種別
9999999991	○○事業所	通所介護
9999999992	○○事業所	通所介護

53

都道府県(保険者)番号…加算届出先の都道府県(保険者)番

京都府道府県(保険者)名…加算届出先の都道府県(保険者)名
京都府道府県(保険者)名…セーブ提供基準所の指定会社(地図表示形)セーブ事業部番号

七言律詩三十二首

卷之三

^{注2}「評価対象和利用した期間」が「あり」の場合のみ。

から12月までの期間。

宝回数から時間未満の通販介護

最初の月(評価対象利用開始

100(小数点以下切り上げ)

52

別紙 5

ADL維持等加算算定期件不適合事業所一覧表

以下に示す事業所について、平成〇年度のADL維持等加算算定期件の要件(※)に適合しませんでしたので、お知らせします。

都道府県(保険者番号)	99
都道府県(保険者番号)	00000000

事業所番号	サービス事業所名	ADL維持等加算(申込有無)	評価対象者数(X)	重度者総数(Y)	重度者割合(X/Y%)
999999991	○○事業所	あり	32	32	100
999999992	○○事業所	なし	15	69	22
999999993	○○事業所	なし	15	69	22
999999994	○○事業所	なし	15	69	22
999999995	○○事業所	なし	15	69	22
999999996	○○事業所	なし	15	69	22
999999997	○○事業所	なし	15	69	22
999999998	○○事業所	なし	15	69	22
999999999	○○事業所	なし	15	69	22

* 案定のための要件=①評価対象者数が20人以上、②重度者割合(Y/X)が15%以上 の全てを満たしていること

* 都道府県(保険者番号)...加算届出先の都道府県(保険者名)
 * 事業所番号...サービス提供事業所の指定介護(地域密着型)サービス事業所番号
 * ADL維持等加算(申込有無)...ADL維持等加算提出の有無
 * 評価対象期間...注1に連続して月以上利用した期間(注2)該当対象期間のある要介護者(注3)の数
 * 注1: 加算を算定する年のはじめの初日の月から12月までの期間。
 * 注2: 繰りある場合は、前年の最終の初日の月が最も早い。
 * 注3: 評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護者の算定回数が5時間未満の通所介護者の算定回数を上回るものに限る。
 * 重度者割合(Y/X%)...評価対象者数(Y)/評価対象者数(X)×100(小数点以下切り上げ)

○(居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について)(平成18年3月31日老老発第0331009号生労働省老健局老人保健課長通知)新旧対照表

引紙 19

傍縞の部分は改正部分

新

今般、平成34年度介護報酬改定の平成30年4月1日からの施行に伴い、延前の来港改善加算及び居宅栄養管理指導に則えて、通所介護等の通所サービス及び特定施設入居生活介護等の居宅サービスにおける栄養スクリーニング加算に対する要件(注1)の数

注1: 加算を算定する年のはじめの初日の月から12月までの期間。

注2: 繰りある場合は、前年の最終の初日の月が最も早い。

注3: 評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護者の算定回数が5時間未満の通所介護者の算定回数を上回るものに限る。

通所サービス等における栄養改善、栄養マネジメント及び管理栄養士の居宅栄養管理指導の算定期については、別に通知する「指定居宅サービスによる費用の額の算定期に関する基準(訪問通所サービス、居宅栄養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援等に要する費用の額の算定期に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定期に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年老企第0317001号・老老発第0317001号)、「指定地盤燃焼型サービスによる費用の額の算定期に関する基準の算定期(平成18年老企第0317001号・老老発第0317001号)」において示しているところであるが、今般、居宅サービス及び指定介護予防サービスにおける栄養ケア・マネジメントに係る事務処理手順例及び様式例の通りお示しするので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いいたします。

通所サービス等における栄養スクリーニング、栄養改善及び管理栄養士の居宅栄養管理指導の算定期については、別に通知する「指定居宅サービスによる費用の額の算定期に関する基準(訪問通所サービス、居宅栄養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援等に要する費用の額の算定期に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定期に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年老企第0317001号・老老発第0317001号)において示しているところであるが、今般、居宅サービス及び指定介護予防サービスにおける栄養ケア・マネジメントが実施されている場合においても、適正に個別の高齢者の低栄養状態の改善のための栄養ケア・マネジメント体例が実施されていると認められる場合には、介護報酬上算定期に差し支えないものであるため念の申し添えある。

1 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの実務等について
 (1) 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの提供体制
 ア (略)
 ブ (略)

イ 事業所は、管理栄養士と主治の医師、歯科医師、看護師及び居宅介護支援専門員などの職業的知識により、居宅サービス及び介護予防サービスにおける栄養ケア・マネジメント(以下「開通報酬」という。)が行う体例を整備すること。
 ウ (略)

1 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの実務等について
 (1) 通所サービスにおける栄養ケア・マネジメントの提供体制
 ア (略)
 ブ (略)
 イ 事業所は、管理栄養士と主治の医師、歯科医師、看護師及び居宅介護支援専門員などの職業的知識により、居宅サービス及び介護予防サービスにおける栄養ケア・マネジメント(以下「開通報酬」という。)が行う体例を整備すること。
 ウ (略)

新	旧
<p>(2) 栄養ケア・マネジメントの実務</p> <p>ア 利用開始時における栄養スクリーニング</p> <p>管理栄養士は、利用者の利用開始時に、関連職種と共同して、低栄養状態のリスクを把握する（以下「栄養スクリーニング」という。）。なお、栄養スクリーニングは、別紙1又は2の様式例を参照の上、結果を記録する。<u>ただし、管理栄養士は記録されていない場合は、介護職員等が別紙1の様式例を参照の上、栄養スクリーニングの結果を記録することも差し支えない。</u></p> <p>なお、新規転入における管理栄養士上の記置の有無にかかわらず、栄養スクリーニング加算を算定する場合は、記録した情報を介護支援専門員に文書で共有する。</p> <p>イ 栄養アセスメントの実施</p> <p>管理栄養士は、栄養スクリーニングを踏まえ、利用者毎に解決すべき課題を把握する（以下「栄養アセスメント」という。）。栄養アセスメントの実施にあたっては、別紙<u>1</u>の様式例を参照の上、作成する。</p> <p>ウ 栄養アセスメント計画の作成</p> <p>① 管理栄養士は、上記の栄養アセスメントに基づいて、利用者の① 栄養補給（補給方法、エネルギー・たんぱく質・水分の補給量、慢性的疾患に対する対応、食事の形態等食事の提供に関する事項等）、② 栄養食事用語、③ 課題解決のための関連職種の分担等について、関連職種と共にして、別紙<u>2</u>の様式例を参照の上栄養ケア計画を作成する。なお、指定居宅サービス等の事業の入員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第三十七号）第九十九条若しくは第八百五十五条又は指定介護予防サービス等の事業の入員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第三十五号）第八百九十三条若しくは第八百二十十五条において作成することとされている各計画の中に、栄養ケア計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもつて栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ モニタリングの実施</p> <p>① モニタリングは、栄養ケア計画に基いて、低栄養状態の低リスク者は三か月毎、低栄養状態の高リスク者及び栄養補給法の移行の必要性がある者の場合には、二週間毎等適に行う。ただし、低栄養状態の低リスク者も含め、体重は一ヶ月毎に測定する。</p> <p>② 管理栄養士は関連職種は、長期目標の達成度、体重の栄養状態の改善状況、栄養補給量等をモニタリングし、総合的な評価判定を行うとともに、サービスの質の改善事項を含めた、栄養ケア計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙<u>1</u>の様式例を参照の上、作成する。</p> <p>③ 低栄養状態のリスクの把握やモニタリング結果は、三か月毎に事業所を通じて利用者を担当する介護支援専門員等へ情報を提供する。</p>	<p>(2) 栄養ケア・マネジメントの実務</p> <p>ア 利用開始時における栄養スクリーニング</p> <p>管理栄養士は、利用者の利用開始時に、関連職種と共同して、低栄養状態のリスクを把握する（以下「栄養スクリーニング」という。）。なお、栄養スクリーニングは、別紙1の様式例を参照の上、作成する。</p> <p>イ 栄養アセスメントの実施</p> <p>管理栄養士は、栄養スクリーニングを踏まえ、利用者毎に解決すべき課題を把握する（以下「栄養アセスメント」という。）。栄養アセスメントの実施にあたっては、別紙<u>1</u>の様式例を参照の上、作成する。</p> <p>ウ 栄養アセスメント計画の作成</p> <p>① 管理栄養士は、上記の栄養アセスメントに基づいて、利用者の① 栄養補給（補給方法、エネルギー・たんぱく質・水分の補給量、慢性的疾患に対する対応、食事の形態等食事の提供に関する事項等）、② 栄養食事用語、③ 課題解決のための関連職種の分担等について、関連職種と共にして、別紙<u>2</u>の様式例を作成する。なお、指定居宅サービス等の事業の入員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第三十七号）第九十九条若しくは第八百五十五条又は指定介護予防サービス等の事業の入員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第三十五号）第八百九十三条若しくは第八百二十十五条において作成することとされている各計画の中に、栄養ケア計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもつて栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ モニタリングの実施</p> <p>① モニタリングは、栄養ケア計画に基いて、低栄養状態の低リスク者は三か月毎、低栄養状態の高リスク者及び栄養補給法の移行の必要性がある者の場合には、二週間毎等適に行う。ただし、低栄養状態の低リスク者も含め、体重は一ヶ月毎に測定する。</p> <p>② 管理栄養士は関連職種は、長期目標の達成度、体重の栄養状態の改善状況、栄養補給量等をモニタリングし、総合的な評価判定を行うとともに、サービスの質の改善事項を含めた、栄養ケア計画の変更の必要性を判断する。モニタリングの記録は、別紙<u>1</u>の様式例を参照の上、作成する。</p> <p>③ 低栄養状態のリスクの把握やモニタリング結果は、三か月毎に事業所を通じて利用者を担当する介護支援専門員等へ情報を提供する。</p>

新	旧
<p>ク・ケ (略)</p> <p>2 管理栄養士の居宅栄養管理指導の実務について</p> <p>管理栄養士の居宅栄養管理指導にかかる栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等については、別紙<u>2</u>、別紙<u>3</u>の様式例を準用する。ただし、当該指導に必要とされる事項が記載できるものであれば、別の様式を利用しても差し支えない。</p>	<p>ク・ケ (略)</p> <p>2 管理栄養士の居宅栄養管理指導の実務について</p> <p>管理栄養士の居宅栄養管理指導にかかる栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等については、別紙<u>1</u>、別紙<u>2</u>の様式例を準用する。ただし、当該指導に必要とされる事項が記載できるものであれば、別の様式を利用しても差し支えない。</p>

別紙1

栄養スクリーニング（通所・居宅）（様式例）

ふりがな		□男 □女	□明口大口昭	年	月	日生まれ	歳
氏名	要介護度・病名・ 特記事項等	記入者名 :					
		作成年月日: 年 月 日					
		事業所内の管理栄養士・栄養士 □無 □有					

実施日	年 月 日(記入者名)	年 月 日(記入者名)	年 月 日(記入者名)	年 月 日(記入者名)
身長(cm)※1	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)
体重(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
BMI(kg/m ²)※1 18.5未満	□無 □有(kg/m ²)			
直近1～6か月間における 3%以上の体重減少	□無 □有(kg/ か月)			
直近6か月間における 2～3kg以上の体重減少	□無 □有(kg/6か月)	□無 □有(kg/6か月)	□無 □有(kg/6か月)	□無 □有(kg/6か月)
血清アルブミン値(g/dl)※2 3.5g/dl未満	□無 □有(g/dl)	□無 □有(g/dl)	□無 □有(g/dl)	□無 □有(g/dl)
食事摂取量75%以下※3	□無 □有(%)	□無 □有(%)	□無 □有(%)	□無 □有(%)
特記事項 (医師、管理栄養士等への 連携の必要性等)				

※1 身長が測定できない場合は、空欄でも差し支えない。

※2 確認できない場合は、空欄でも差し支えない。

※3 管理栄養士・栄養士がない事業所の場合は、参考値とする。

(参考)低栄養状態のリスク分類について

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
BMI	18.5～29.9	18.5未満	…
体重減少率	変化なし (減少3%未満)	1か月に3～5%未満 3か月に3～7.5%未満 6か月に3～10%未満	1か月に5%以上 3か月に7.5%以上 6か月に10%以上
血清アルブミン値	3.6g/dl以上	3.0～3.5g/dl	3.0g/dl未満
食事摂取量	76～100%	75%以下	…
栄養補給法		経腸栄養法 静脈栄養法	…
褥瘡			褥瘡

栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）（様式例）

ふりがな		□男 □女	□明口大口昭	年	月	日生まれ	歳
氏名	要介護度・病名・ 特記事項等	記入者名 :					
		作成年月日: 年 月 日					
身体状況、栄養・食事に関する意向				食事の準備状況	買い物:	家族構成と キーパーソン (支援者)	本人 —
				食事の支度:	地域特性:		

(以下は、利用者個々の状態に応じて作成。)

実施日	年 月 日(記入者名) (プロセスを記入) ^①	年 月 日(記入者名) (プロセスを記入) ^①	年 月 日(記入者名) (プロセスを記入) ^①	年 月 日(記入者名) (プロセスを記入) ^①		
低栄養状態のリスクレベル	低・中・高	低・中・高	低・中・高	低・中・高		
本人の意欲 ^② (健康感、生活機能、身体機能など)	[] ()	[] ()	[] ()	[] ()		
低栄養状態のリスク 状況	身長(cm)	(cm)	(cm)	(cm)		
	体重(kg)	(kg)	(kg)	(kg)		
	BMI(kg/m ²)	(kg/m ²)	(kg/m ²)	(kg/m ²)		
	3%以上の体重減少	□無 □有(kg/ か月)	□無 □有(kg/ か月)	□無 □有(kg/ か月)	□無 □有(kg/ か月)	
	血清アルブミン値(g/dl)	□無 □有(g/dl)	□無 □有(g/dl)	□無 □有(g/dl)	□無 □有(g/dl)	
	褥瘡	□無 □有	□無 □有	□無 □有	□無 □有	
	栄養補給法	□経腸栄養法	□静脈栄養法	□経腸栄養法	□静脈栄養法	
	その他					
	栄養補給の状況	食事摂取量 ・主食の摂取量 ・主菜、副菜の摂取量 ・その他(補助食品など)	% 主食 % 主菜 % 副菜 % ()	% 主食 % 主菜 % 副菜 % ()	% 主食 % 主菜 % 副菜 % ()	% 主食 % 主菜 % 副菜 % ()
		必要栄養量(エネルギーーたんぱく質など)	kcal g	kcal g	kcal g	kcal g
食事時の摂食・嚥下状況(姿勢、食べ方、むせ等) ^③		[]	[]	[]	[]	
食生活状況等	嚥下調整食の必要性の有無 ^④	□無 □有 コード []	□無 □有 コード []	□無 □有 コード []	□無 □有 コード []	
	その他の食事上の留意事項の有無 (栄養食の指示、嗜好、禁忌、アレルギーなど)	□無 □有 ()	□無 □有 ()	□無 □有 ()	□無 □有 ()	
	食欲・食事の満足感 ^⑤	[]	[]	[]	[]	
	食事に対する意識 ^⑥	[]	[]	[]	[]	
	他のサービスの使用の有無など (訪問介護、配食など)	□無 □有 ()	□無 □有 ()	□無 □有 ()	□無 □有 ()	
その他(食習慣、生活習慣、食行動などの留意事項など)						
多職種による栄養ケアの課題(低栄養関連問題) ^⑦						
①褥瘡 ②口腔及び摂食・嚥下 ③嘔気・嘔吐 ④下痢 ⑤便秘 ⑥浮腫 ⑦脱水 ⑧感染・発熱 ⑨経腸・静脈栄養 ⑩生活機能低下 ⑪閉じこもり ⑫うつ ⑬認知機能 ⑭医薬品 ⑮その他	□無 □有 []	□無 □有 []	□無 □有 []	□無 □有 []		
特記事項						

評価判定	問題点 ⁽⁴⁾ ①食事摂取・栄養補給の状況 (補助食品、経腸・静脈栄養など) ②身体機能・臨床症状(体重、 栄養・嚥下機能、検査データなど) ③習慣・周辺環境(食・生活習 慣、意欲、購買など) ④その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 []	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 []	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 []	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 []
	総合評価	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 改善傾向 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 改善が認められない	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 改善傾向 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 改善が認められない	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 改善傾向 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 改善が認められない	<input type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 改善傾向 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 改善が認められない
	サービス継続の必要性	<input type="checkbox"/> 無(終了)		<input type="checkbox"/> 有(継続)	

- 1) 必要に応じて プロセス(スクリーニング、アセスメント、モニタリング)を記入する
 2) 1よい 2まあよい 3ふつう 4あまりよくない 5よくない から[]へ該当数字を記入し、必要な事項があれば記載する。
 3) 1 安定した正しい姿勢が自分でどれない 2食事に集中することができない 3食事中に傾眠や意識混濁がある 4歯(義歯)のない状態で食事をしている
 5食べ物を口腔内に溜め込む 6圆形の食べ物を咀しゃく中にむせる 7食後、頬の内側や口腔内に残渣がある 8水分でむせる
 9食事中、食後に咳をすることがある 10その他 から[]へ該当数字を記入し(あてはまるものすべて)、必要な事項があれば記載する。
 4) 嘔下調整食が必要な場合は、日本摂食嚥下リバビリテーション学会の嚥下調整食コード分類を記入する。
 5) 1大きいにある 2ややある 3ふつう 4ややない 5全くない から[]へ該当数字を記入し、必要な事項があれば記載する。
 6) 問題があれば、□有 []にチェックし、[]への番号を記入。必要な事項があれば記載する。
 ※ スクリーニングにおいては、把握可能な項目(BMI、体重減少率、血清アルブミン値(検査値がわかる場合に記入)等)により、低栄養状態のリスクを把握する。
 ※ 利用者の状態及び家族等の状況により、確認できない場合は空欄でもかまわない。

<低栄養状態のリスクの判断>

全ての項目が低リスクに該当する場合には、「低リスク」と判断する。高リスクにひとつでも該当する項目があれば「高リスク」と判断する。それ以外の場合は「中リスク」と判断する。

BMI、食事摂取量、栄養補給法については、その程度や個々人の状態等により、低栄養状態のリスクは異なることが考えられるため、対象者個々の程度や状態等に応じて判断し、「高リスク」と判断される場合もある。

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
BMI	18.5~29.9	18.5未満	
体重減少率 (減少3%未満)	変化なし	1か月に3~5%未満 3か月に3~7.5%未満 6か月に3~10%未満	1か月に5%以上 3か月に7.5%以上 6か月に10%以上
血清アルブミン値	3.6g/dl以上	3.0~3.5g/dl	3.0g/dl未満
食事摂取量	76~100%	75%以下	
栄養補給法		経腸栄養法 静脈栄養法	
嚥瘡			嚥瘡

栄養ケア計画書 (通所・居宅) (様式例)

別紙3

氏名	殿	計画作成者:	初回作成日: 年月日
		所属名:	作成(変更)日: 年月日
医師の指示	□なし □あり (要点) 指示日 / /		
利用者及び家族の意向	説明と同意日 年月日		
解決すべき課題(二 次)	低栄養状態のリスク(低・中・高) サイン		
長期目標(ゴール)と 期間	続柄		

短期目標と期間	栄養ケアの具体的内容	担当者	頻度	期間
①栄養補給・食事				
②栄養食事相談				
③題多の職種解決による課				
特記事項				

栄養ケア提供経過記録

月 日	サービス提供項目

- 障害福祉と介護保険で相互に共通又は類似する項目については、指定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出の省略が可能なな事項を基本としつつ、以下のとおり省略又は簡素化できることとする。

(1) 訪問介護（介護保険法施行規則第114条第2項による省略）

介護保険法施行規則 (第114条)	訪問介護	障害者総合支援法施行規則 (第34条の7)	障害者総合支援法施行規則 (第34条の7)
一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	×	省略可否
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×	省略可否
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×	省略可否
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	○	省略可否
五 事業所の平面図	五 事業所の平面図	○	省略可否
五の二 利用者の推定数	六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	-	省略可否
六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七 運営規程	○	省略可否
七 運営規程		×	省略可否

28

八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○
九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×
十 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十 当該申請に係る事業に係る資産の状況	○
十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービスクの請求に関する事項	十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項	×
十二 法第七十条第二項各号（中略）に該当しないこととを誓約する書面（以下略）	十二 法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面（以下略）	×
十三 役員の氏名、生年月日及び住所	十三 役員の氏名、生年月日及び住所	×
十四 その他指定に関し必要と認める事項	十四 その他指定に関し必要と認める事項	×

(2) 通所介護（介護保険法施行規則第119条第2項による省略・簡素化）

介護保険法施行規則 (第119条)	児童福祉法施行規則 (第18条の27)	障害者総合支援法施行規則 (第18条の29)	障害者総合支援法施行規則 (第34条の9)	障害者総合支援法施行規則 (第34条の14)	障害者総合支援法施行規則 (第34条の14) 第5項)	省略可否
一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に該当する施設の一部を行なう施設）	一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に該当する施設の一部を行なう施設）	一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に該当する施設の一部を行なう施設）	一 事業所の名称及び所在地	一 事業所の名称及び所在地	一 事業所の名称及び所在地	×
			該事業所の所在地以外の場所に該当する施設の一部を行なう施設	該事業所の所在地以外の場所に該当する施設の一部を行なう施設	該事業所の所在地以外の場所に該当する施設の一部を行なう施設	

63

29

設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地	所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地	所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
二 申請者の名	二 申請者の名	二 申請者の名
主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

五 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行つ施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	又は条例等	又は条例等	五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	証明書又は条例等	証明書又は条例等	五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	証明書又は条例等
六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七 事業所の管理及び児童発達支援管理責任者（中略）の氏名、生年月日、住所及び経歴	六 利用者の推定数	七 事業所の管理及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	七 事業所の管理及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	六 利用者の推定数
七 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	九 障害児又はその家族から利用するため譲り受けた障害児	九 利用者又はその家族	九 利用者又はその家族	八 運営規程	八 運営規程
八 利用者からの苦情を処理するため譲り受けた障害児							

<u>する措置の概要</u>	<u>の苦情を解決するために講ずる措置の概要</u>	<u>から苦情を解決するために講ずる措置の概要</u>	<u>から苦情を解決するために講ずる措置の概要</u>	<u>から苦情を解決するために講ずる措置の概要</u>
九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
+ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態				
+ 当該申請に係る資産の状況				
-	-	-	-	-

十一 当該申請に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項	十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項	十三 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項	十四 誓約書	十五 役員の氏名、生年月日及び住所	十六 その他指定に關し必要と認める事項	十七 役員の氏名、生年月日及び住所	十八 その他指定に關し必要と認める事項
十二 誓約書	十三 法第二十一条の五の十五第二項各号に該当しないことを誓約する書面(以下略)	十四 誓約書	十五 役員の氏名、生年月日及び住所	十六 その他指定に關し必要と認める事項	十七 役員の氏名、生年月日及び住所	十八 その他指定に關し必要と認める事項	十九 役員の氏名、生年月日及び住所
十三 役員の氏名、生年月日及び住所	十四 役員の氏名、生年月日及び住所	十五 役員の氏名、生年月日及び住所	十六 その他指定に關し必要と認める事項	十七 役員の氏名、生年月日及び住所	十八 その他指定に關し必要と認める事項	十九 役員の氏名、生年月日及び住所	二十 その他指定に關し必要と認める事項
十四 その他指定に關し必要と認める事項	十五 その他指定に關し必要と認める事項	十六 その他指定に關し必要と認める事項	十七 役員の氏名、生年月日及び住所	十八 その他指定に關し必要と認める事項	十九 役員の氏名、生年月日及び住所	二十 その他指定に關し必要と認める事項	二十一 その他指定に關し必要と認める事項

(3) 短期入所生活介護（介護保険法施行規則第121条第3項による省略）

※介護予防短期入所生活介護も同様（介護保険法施行規則第140条の10第3項による省略）

介護保険法施行規則 (第121条) 短期入所生活介護	障害者総合支援法施行規則 (第34条の11) 短期入所	省略可否
一 事業所の名称及び所在地	一 事業所の名称及び所在地	×
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書 又は条例等	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書 又は条例等	○
五 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設本体施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四第三項に規定するユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)	五 事業所の種別（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する併設事業所（次号及び第七号において「併設事業所」という。）又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）	×
六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合には、指定居宅サービス等基準第百二十四条第三項に規定する併設本体施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四第三項に規定するユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。）(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合には、指定障害福祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	○

34

並びに設備の概要	
七 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数	七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員
八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
九 運営規程	九 運営規程
十 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
十三 指定居宅サービス等基準第百三十六条（指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。）の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十三 指定障害福祉サービス基準第百三十五条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十九条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項	十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
十五 誓約書	十五 誓約書
十六 役員の氏名、生年月日及び住所	十六 役員の氏名、生年月日及び住所
十七 その他指定に要する事項	十七 その他指定に要する事項

69

89

35

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の令和3年度における取扱いについて

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

令和3年1月18日に、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等の改正について、社会保障審議会において諮問・答申がなされたところですが、令和3年度より、通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点からの特例措置を導入するなど、感染症・災害への対応力強化を図ることとしています。【別添】

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）でお示ししている請求単位数の特例及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて（第13報）」（令和2年6月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）の問1～3は、令和3年3月サービス提供分をもって廃止することといたします。なお、当該特例を適用し請求する場合の請求時効は、通常の請求と同様、2年です。

各都道府県におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管内市町村、サービス事業者等へ周知をお願いいたします。

なお、その他の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当面の間は変更の予定はありません。変更を行う場合は改めて周知いたします。

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

(1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

○感染症対策の強化

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。
 - 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

（※3年の経過措置期間を設ける）

○業務継続に向けた取組の強化

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

（※3年の経過措置期間を設ける）

○災害への地域と連携した対応の強化

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

○通所介護等の事業所規模別の報酬に関する対応

- 通所介護等の報酬について、感染症や災害等の影響により利用者が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、足下の利用者数に応じて柔軟に事業所規模別の各区分の報酬単価による算定を可能とともに、臨時的な利用者の減少に対応するための評価を設定する。

通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

- 通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下の特例措置を設ける。

（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護）

規模区分の変更の特例

- より小さい規模区分がある大規模型について、事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることとする。【通知改正】
※ 利用者減の月の翌月に届出、翌々月に適用。

同一規模区分内で減少した場合の加算

- 延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月間（注1）、基本報酬の3%の加算を行う（注2）。【告示改正】

※ 利用者減の月の翌月に届出、翌々月に適用。

なお、現下の新型コロナウイルス感染症の影響による前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の利用者減に対する適用にあたっては、年度当初から即時的に対応を行う。

（注1）利用者減に対応するための経営改善に時間を見るその他の特別の事情があると認められる場合は、一回の延長を認める。

（注2）加算分は区分支給限度基準額の算定に含めない。

【通所介護の場合】

（7時間以上8時間未満の場合）

単位

同一規模区分内で減少した場合の加算

- 利用者減の月の実績が、前年度の平均延べ利用者数等から5%以上減少している場合に、基本報酬の3%の加算を算定可能。



（※）同一規模区分内で減少した場合の加算、「規模区分の変更の特例」の両方に該当する場合は、後者を適用。

規模区分の変更の特例

- 利用者減がある場合、前年度の平均延べ利用者数ではなく、利用者減の月の実績を基礎とし、大規模型Ⅰは通常規模型、大規模型Ⅱは大規模型Ⅰ又は通常規模型を算定可能。

過去の実地指導における不適合事項一覧(通所介護)

番号	不適合事項 (項目)	不適合事項 (詳細)	根拠法令	不適合理由等	備考
1 介護報酬	サービス提供体制強化加算 II	算定基準通知第2の7(22)		<p>サービス提供体制強化加算 II の算定要件については、指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。また、職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用いることとなっている。</p> <p>しかし、当該加算を算定し報酬請求を行うに当たって、上記の算出が行われていなかったので、当該加算の算定要件を確認するため、「人材要件に係る算出表(参考様式8)」及び「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7-2)を作成の上、関係書類とともに提出すること。</p> <p>また、加算を取得しようとする限り、毎年度3月に翌年度の算定が可能であるか確認する必要があることに留意すること。</p> <p>なお、3月に実績を確認し、次年度の算定が不可能となった場合は、必ずその旨、県(振興局)に届出を行うこと。</p>	
2 運営	通所介護計画の作成	基準第99条		<p>通所介護計画について、下記のとおり不備が見受けられたので、所要の改善をすること。</p> <p>① 管理者が作成していなかった。</p> <p>② 「前回の作成日」欄の記載漏れが見受けられた。</p> <p>③ 居宅サービス計画に沿った作成が不十分な点が見受けられた。(例:長期目標及び短期目標の内容及び期間が通所介護計画に反映されていない。)</p> <p>④ 長期目標及び短期目標の達成度や個々のサービス提供内容に係る評価がされていなかった。</p>	
3 介護報酬	生活機能向上連携加算	算定基準別表6注9 大臣基準告示・十五の二 算定基準通知第2の7(10)		<p>算定要件について、下記のとおり不備が見受けられたので、所要の改善をすること。</p> <p>① リハビリテーションを実施している医療提供施設等の理学療法士等が、事業所を訪問し、事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行う必要があるが、訪問及びアセスメント等に係る記録がなされていなかった。</p> <p>② 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3か月に1回以上、当該理学療法士等が事業所を訪問し、事業所の機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進捗状況等を説明し記録する必要があるが、これら関連の記録がなされていなかった。</p>	

番号	不適合事項 (項目)	不適合事項 (詳細)	根拠法令	不適合理由等	備考
4	運営	通所介護計画の作成	基準第99条	<p>通所介護計画について、以下の項目に関して不備が見受けられたので所要の改善をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間が記載されていなかった。 ・利用者の同意日が記載されていなかった。 ・居宅介護支援事業者から居宅サービス計画を受け取っていない事例があった。 ・計画期間が満了し、次の計画が作成されていない状態でサービス提供がなされている事例があった。 ・計画の評価が実施されていなかった。利用者又はその家族に、通所介護計画の実施状況や評価についても説明を行うこと。 	
5	運営	勤務体制の確保	基準第101条	<p>通所介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないが、事業所が実施又は参加した研修の記録が適正に保管されていなかった。今後は実施した記録(いつ・どこで・誰に対して・どのような資料で研修を実施したかが分かる記録)を適切に保管すること。</p>	
6	運営	秘密保持等	基準第105条で準用する基準第33条	<p>利用者及び家族の個人情報使用同意書において、家族の同意を得ていなかったので、現行の同意書様式に家族同意欄を設けた上で、家族代表者の同意を得ること。</p> <p>なお、代理人と家族が同一人である場合でも、代理人の立場と家族代表者の立場は別のものがあるので、代理人としての同意と家族としての同意の両方を得る必要があることに留意すること。</p>	
7	介護報酬	入浴介助加算	算定基準別表6注7 利用者等告示・十五 算定基準通知第2の7(8)	<p>入浴介助加算について、業務日誌の実施回数と介護報酬請求上の実施回数が違っているものがあった。</p> <p>よって、他の利用者も含め自主点検を行い、誤って実施回数よりも多く請求した介護報酬については自主返還(過誤調整)すること。</p>	
8	介護報酬	中重度ケア体制加算	算定基準別表6注8 大臣基準告示・十五 算定基準通知第2の7(9)	<p>「中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること」とされているが、作成されていなかったので作成すること。</p>	

番号	不適合事項(項目)	不適合事項(詳細)	根拠法令	不適合理由等	備考
9	介護報酬	個別機能訓練加算Ⅱ	算定基準別表6注10 大臣基準告示・十六 算定基準通知第2の7(11) 老振発0327第2号	① 個別機能訓練計画について、居宅サービス計画及び通所介護計画と整合性を保つこと。 ② 個別機能訓練計画書に記載する評価は、訓練開始3か月後に記載すること。 ③ 個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進捗状況等を説明していたが、記録が整備されていなかったので適正に記録すること。 ④ 目標や訓練内容の見直し等が長期に渡って行われていなかったので、必要に応じて目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。	
10	運営	事故発生時の対応	基準第104条の2	医療機関における継続治療を要した事故について、関係市町村への報告漏れがあったので、速やかに報告すること。	
11	運営	勤務体制の確保等 人権擁護	基準第101条 県条例第4条	・毎月作成する勤務表において、兼務職員(例:看護職員兼機能訓練指導員)の勤務時間は、職種ごとに区分すること。 ・人権擁護に関する研修が実施されていなかったので、速やかに実施し、以後、年1回以上実施すること。 ・研修記録について、時間、場所、出席・欠席の別等を整理し、欠席者には別途内容を伝達した上でその旨記録すること。	
12	運営	人権擁護	県条例第4条	人権擁護推進員の任命状況が分かる書面(辞令等)を整備すること。	
13	運営	非常災害対策	県条例第5条	① 災害対策推進員の任命状況が分かる書面(辞令等)を整備すること。 ② 防災訓練(実動訓練)が未実施であった。速やかに実施し、以後定期的に実施すること。また、実施状況を適正に記録すること。	
14	運営	衛生管理等	県条例第6条	衛生管理推進員の任命状況が分かる書面(辞令等)を整備すること。	
15	運営	指定通所介護の具体的取扱方針	老企第25号第3六3(2)	通所介護のサービス提供時間帯に利用者と外出して外食をしている事例があった。事業所の屋外でサービス提供ができる場合は、次の条件を満たす場合に限られるので、所要の措置をとること。 イ あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること。 ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。	

番号	不適合事項(項目)	不適合事項(詳細)	根拠法令	不適合理由等	備考
16	介護報酬	送迎を行わない場合の減算	算定基準別表6注19 算定基準通知第2の7(19) 最新vol.454のQ & A問61	利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となり、送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置づけさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていなければ減算となる。 利用者の家族等が送迎を行ったにもかかわらず送迎減算をしていない事例があった。 よって、他の利用者も含め自主点検を行い、誤って送迎減算を行わず請求した介護報酬については自主返還(過誤調整)すること。	
17	介護報酬	個別機能訓練加算Ⅱ	算定基準別表6注10 大臣基準告示・十六 老企第36号第2の7(11)	個別機能訓練加算Ⅱについて、サービス提供記録上の実施回数より、介護報酬請求上の実施回数が多くなっているものがあった。 実施記録がない分については、報酬を返還(過誤調整)するとともに、他にも同様の事例がないか自主点検を行い、提出すること。また、自主点検の結果、同様に実施記録がないものについては併せて自主返還を行うこと。	
18	運営	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 通所介護計画の作成	基準第105条で準用する基準第16条 基準第99条	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供しなければならないが、居宅サービス計画の内容と異なる通所介護計画を作成し通所介護サービスを提供している事例があった。 また、居宅サービス計画が変更をされているにも関わらず通所介護計画は変更されないままサービス提供を続けている事例があったので改善すること。	
19	運営	サービスの提供の記録	基準第105条で準用する基準第19条	指定通所介護を提供した際には、提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならないが、記録されていない事例があったため改善すること。	
20	介護報酬	2時間以上3時間未満の通所介護費	算定基準通知第2の7(2)	2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者であることとされている。当該事業所の2時間以上3時間未満の通所介護の利用者について、算定対象であるかを確認できない事例があったため、現在の短時間利用者が算定対象であるかを確認するとともに、算定対象である場合は、その理由を通所介護計画等に記載すること。	
21	運営	非常災害対策	基準第103条 運営規程指針 第413	年2回の実施を計画しているが、年1回の実施であった。また夜間を想定した訓練が未実施であった。 定期的な訓練及び夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	

番号	不適合事項 (項目)	不適合事項 (詳細)	根拠法令	不適合理由等	備考
22	運営	衛生管理等	基準第104条	感染症に関する指針を作成していたが、現状に応じた内容となっていなかった。 感染症及び食中毒の予防・蔓延防止に資する指針を整備しておくこと。	
23	運営	秘密保持等	基準第105条で準用する基準第33条	退職後の従業者の守秘義務に係る措置がなされていないので、誓約書を提出させる等の所要の措置をとること。	
24	運営	秘密保持等	基準第105条で準用する基準第33条	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。	
25	運営	勤務体制の確保	基準 第101条	勤務体制表(予定)について、訪問介護・通所介護の両方を兼務している職員が多く、シフト表しか作成していない。またシフト表では、職務毎の勤務時間を分けておらず、職務毎の実績も整理できていなかった。 管理者は、人員基準を満たすよう、サービス毎・職務毎に勤務体制表(予定)を毎月、作成・確認すると共に、勤務実績についても職務毎の整理を行うこと。	
26	介護報酬	個別機能訓練加算(Ⅱ)	算定基準通知第2の7(11)	実施上の留意事項に、「個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施すること」とし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。」とされている。 確認したところ、4月に1回となっていた事例があったので、改善すること。	
27	介護報酬	生活機能向上達成加算	算定基準通知第2の7(10)	実施上の留意事項に、「個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定通所事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共に評価した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。」とされている。 確認したところ、4月に1回となっていた事例があったので、改善すること。	